

○長門市合併処理浄化槽適正管理補助金交付要綱

(令和 7 年 3 月 31 日告示第 28 号)

改正 令和 7 年 5 月 1 日告示第 96 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために設置された合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に対し、予算の範囲内において、長門市合併処理浄化槽適正管理補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 浄化槽 長門市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成 17 年長門市告示第 65 号)第 2 条第 1 号に規定する合併処理浄化槽をいう。
- (2) 法定検査 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 7 条第 1 項又は第 11 条第 1 項に規定する水質に関する定期検査をいう。
- (3) 維持管理 浄化槽法第 10 条第 1 項に規定する保守点検及び清掃並びに前号の法定検査を受けている浄化槽に係る通常の維持管理及びブロワの交換をいう。

(補助対象地域)

第 3 条 補助金の対象となる浄化槽の設置地域は下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に基づき策定された事業計画区域並びに農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の事業計画区域を除く市内全域とする。ただし、事業計画区域においても、補助金対象地域該当証明書(別記様式第 1 号)の提出のある浄化槽は補助対象とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の対象者は、補助対象地域において、自己の居住を目的とした専用住宅又は延べ床面積 2 分の 1 以上を自己の居住の用に供する併用住宅に設置された処理対象人員 10 人以下の浄化槽を適正に維持管理している浄化槽管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助の対象としない。

- (1) 法第 5 条第 1 項に定める設置の届出の審査又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による確認を受けずに、浄化槽を設置した者
 - (2) 法定検査を行っていない者又は法定検査において、不適正の判定を受けた者の内、書類検査の判断項目に不可がある者
 - (3) 浄化槽清掃業の許可業者による浄化槽の清掃を行っていない者
 - (4) 当該年度内に他の設置場所にある浄化槽において、この補助金の交付の決定を受けている者
 - (5) 市税等(本市において賦課された市・県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料)を滞納している者
- (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次により算出するものとする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 通常維持管理に係るもの

人槽区分にかかわらず、浄化槽 1 基に係る補助金の額は 10,000 円とする。

- (2) ブロワの交換に係るもの

人槽区分にかかわらず、当該年度内にブロワの交換を行った浄化槽 1 基につき、交換費用の 2 分の 1 の額を交付するものとし、補助金の上限額は 40,000 円とする。

- 2 補助金の交付は、各年度につきそれぞれ 1 回を限度とする。また、ブロワの交換に係るものについては、補助金交付を受けた後、5 年以内に同一の浄化槽のブロワの交換に係る交付申請はできないものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽の維持管理を行った年度の末日までに合併処理浄化槽適正管理補助金交付申請書兼請求書(別記様式第 2 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める書類については、これを省略することができる。

- (1) ブロワの交換を行った場合は、その交換に要した費用の領収書の写し又は支払いの事実が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する補助金の申請は、毎年 6 月 1 日から翌年 3 月末までの期間に限り申請することができる。ただし、申請時に休止し、又は廃止している合併処理浄化槽は申請することができないものとする。

(交付の決定等)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「交付決定者」という。)に対しては、合併処理浄化槽適正管理補助金交付決定通知書(別記様式第 3 号)により、交付しないと決定した者に対しては、合併処理浄化槽適正管理補助金不交付決定通知書(別記様式第 4 号)によりそれぞれ通知する。

(補助金の交付)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による交付決定者に対し、第 5 条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 9 条 市長は、偽り又は不正手段により補助金の交付決定又は交付を受けた者があるときは、当該補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 5 月 1 日告示第 96 号)

この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 3 条関係)

補助金対象地域該当証明書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

合併処理浄化槽適正管理補助金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 7 条関係)

合併処理浄化槽適正管理補助金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 7 条関係)

合併処理浄化槽適正管理補助金不交付決定通知書

[別紙参照]